

NPO法人TSC 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人TSCという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県高島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高島市を中心とする地域の青少年および地域住民に対して、アスリート育成を始めとする質の高いスポーツサービスを提供し、その結果、地域からトップアスリートが誕生することで、高島市を中心とする地域がスポーツによって活性化することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) 文化又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① アスリート育成プロジェクトの実施
 - ② トータルスポーツプロジェクト実施
 - ③ スポーツイベントプロデュース
 - ④ フリースクール事業
 - ⑤ キャンプ場運営事業
 - ⑥ 施設指定管理に関する受託事業
 - ⑦ 学童保育所運営事業
 - ⑧ 他の機関・団体などが開催する競技会への参加

⑨ 前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 正会員 | この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 |
| (2) MEMBERS | この法人が主催するプログラムのサービスを受ける個人 |
| (3) TSC LOVERS | この法人の活動を応援するために入会した個人及び団体 |

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく3ヶ月以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(休会)

第11条 会員は、理事長が別に定める休会届を理事長に提出して、最大6ヶ月まで休会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。なお、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、クラブマネージャー及び必要な職員を置く。

- 2 クラブマネージャーは、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において選定する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	北川きよ子
理 事	大村正也
同	岡本三四二
同	江河義弘
監 事	棟方育子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 5 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。しかし、2 親等以内の家族が同時に入会、又は既に 1 人が会員として属している場合の入会金は、2 人目は半額、3 人目は 5 分の 1 とする。

①正会員	入会金	7,000 円	月会費	2,000 円
②MEMBERS	入会金	7,000 円	月会費	2,000 円

③TSC LOVERS 入会金	0円	個人	年会費	3,000円
		団体	年会費	12,000円

7. この定款は、平成25年9月25日から施行する。

8. この定款は、平成30年7月25日から施行する。

令和4年度事業計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

認定NPO法人TSC

1. 事業実施の方針

- ✧“Have a blast playing sports ～スポーツをめちゃめちゃ楽しむ～”をテーマにスポーツサービスを提供する。
- ✧“やらなければならぬ”スポーツではなく、“やりたくなる”スポーツサービスを提供する。
- ✧アスリート育成事業において、地域からプロアスリートを輩出することで地域の活性化に繋げる。
- ✧トータルスポーツ事業において、地域におけるスポーツ活動の場を充実させ、スポーツを通じて人々の生活を豊かにしていく。
- ✧イベント事業において、スポーツの枠を越えて文化芸術活動にも繋がる空間を創る。
- ✧カルチャー事業において、個々の感性を養い、個性を活かしたライフワークを創造する。
- ✧toto助成事業において、クラブマネジャー設置事業を行う事でクラブの基盤強化に努める。
- ✧フリースクールにおいて、選択できる学びの場としてまちの教育インフラ整備に寄与する。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額	
①アスリート育成事業	Baseball Academy	月曜日 17:00～20:00	今津総合運動公園	1人	小中高生10人	12,206,244	
		月曜日 18:00～21:00					
	Volleyball Academy	月曜日 18:00～21:00	新旭体育館	3人	小中学生15人		
		水曜日 18:00～21:00	安曇小学校体育館	3人	小中学生15人		
		水曜日(中高一貫) 18:30～20:30	高島高校体育館	1人	中学生3人		
		火・木・土曜日 19:00～21:00	上中体育館	2人	中学生10人		
		火曜日 18:00～21:00	今津総合運動公園	4人	小学生35人		
		水曜日 18:00～21:00		4人	小学生35人		
	金曜日 18:00～21:00	4人		園児4人・小学生35人			
	土曜日(小学生チーム) 10:00～12:00	4人		小学生40人			
	日曜日(小学生チーム) 10:00～12:00	3人		小学生40人			
	月曜日 18:00～20:00	今津勤労者体育センター		3人	小中学生15人		
	Handball Academy	水曜日 18:00～20:00	安曇川総合体育館	4人	小学生30人		
		金曜日 18:00～20:30		3人	小中学生20人		
		水曜日 18:00～21:00		今津東小学校体育館	2人		小中学生15人
		金曜日 20:00～22:00		今津中学校体育館	2人		小中学生10人
	Basketball Academy	水曜日 18:30～20:00	安曇川総合体育館	2人	小中学生12人		
		金曜日 18:30～20:00	新旭体育館	2人	小中学生8人		
	卓球 Academy	月曜日 18:00～20:00	安曇川総合体育館	2人	小中学生10人		
	Golf Academy	土曜日 10:00～12:00	安曇川スポーツセンター	2人	小中学生5人		
	たいいくの学校	土曜日 14:00～15:30	新旭北小学校体育館	1人	園児・小学生10人		
		月曜日 16:00～20:00	安曇川総合体育館小体育室	2人	園児・小中学生30人		
		木曜日 16:00～20:00		2人	園児・小中学生30人		
		土曜日 16:00～18:00		2人	園児・小中学生20人		
		日曜日(競技普及) 14:00～16:00		2人	小中学生5人		
		月曜日 16:00～18:00		安曇川総合体育館	3人		園児・小学生20人

②トータルスポーツ事業	体操教室	火曜日	今津上体育館	3人	園児・小学生15人	6,200,000
		16:00~18:00				
	SUPスクール	木曜日	安曇川総合体育館	3人	園児・小学生15人	
		16:00~18:00				
	バルクールスクール	水曜日(夏季)	マキノサニービーチ	2人	小学生5人	
		17:00~18:30				
		月曜日				
	アクトバットスクール	19:00~20:00	安曇川総合体育館	2人	小中学生5人	
		木曜日				
	アルティメットスクール	18:00~19:00	安曇川総合体育館	2人	小中学生10人	
		月曜日				
	ノルディックウォーキングサークル	18:00~19:00	安曇川総合体育館	2人	小学生15人	
月曜日						
フィットネスサークル	11:00~12:30	梅の子運動公園	2人	小学生10人		
	土曜日					
チャレンジスポーツ教室	月1回	開催日によって変更	2人	大人15人		
	9:30~15:30					
その他・講師派遣等	水曜日	梅の子運動公園体力測定室	2人	大人10人		
	10:00~11:30					
JFA キッズプログラム	月1回・第2木曜日	安曇川総合体育館小体育室	4人	小中学生8人		
	17:00~18:00					
③スポーツイベント事業	サッカー大会	年1回	今津総合運動公園	3人	小学生150人	5,090,000
	サマーキャンプ	年1回	ピラデスト今津	2人	小学生25人	
	TSCパーティー	年1回	HORIZON 新社屋(HIP)	1人	園児~大人80人	
	スキー教室	年1回	箱館山スキー場	7人	小学生30人	
	スポーツ教室	年1回	今津総合運動公園	2人	小学生50人	
	秋キャンプ	年1回	TSC PARK	2人	小学生15人	
	バドミントン大会	年1回	安曇川総合体育館	3人	小学生~大人60人	
	オーガニックフェス	年1回	白浜荘、白鷺ビーチ	10人	小学生~大人1,000人	
④フリースクール事業	フリースクール	週4回(火・水・木・金曜日) 9:00~15:00	TSC PARK	3人	小中学生20名	3,909,600
⑤キャンプ場運営事業	TSC PARK キャンプ場	金・土・日 予約に応じて	TSC PARK	1人	一般 10名程度	100,000
⑦学童保育所運営事業	学童保育所	週4回(火・水・木・金曜日) 15:00~18:00	TSC PARK	2人	小中学生5名	300,000
⑨前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業	カルチャー事業	月1回程度	TSC PARK 他	2人	各園児・小中学生10人程度	360,000
		10:00~12:00				
	toto助成クラブマネジャー設置事業	通年	TSC事務所	2人		5,916,000

34,081,844

(2)総会・理事会

理事会は年4回、総会は年1回開催予定

令和5年度事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

認定NPO法人TSC

1. 事業実施の方針

- ❖ "Have a blast playing sports ～スポーツをめっちゃめっちゃ楽しむ～"をテーマにスポーツサービスを提供する。
- ❖ "やらなければならない"スポーツではなく、"やりたくなる"スポーツサービスを提供する。
- ❖ アスリート育成事業において、地域からプロアスリートを輩出することで地域の活性化に繋げる。
- ❖ トータルスポーツ事業において、地域におけるスポーツ活動の場を充実させ、スポーツを通じて人々の生活を豊かにしていく。
- ❖ イベント事業において、スポーツの枠を越えて文化芸術活動にも繋がる空間を創る。
- ❖ カルチャー事業において、個々の感性を養い、個性を活かしたライフワークを創造する。
- ❖ toto助成事業において、クラブマネジャー設置事業を行う事でクラブの基盤強化に努める。
- ❖ フリースクールにおいて、選択できる学びの場としてまちの教育インフラ整備に寄与する。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額	
①アスリート育成事業	Baseball Academy	月曜日 17:00～20:00	今津総合運動公園	1人	小中高生10人	13,000,000	
		月曜日 18:00～21:00	新旭体育館	3人	小中学生15人		
	Volleyball Academy	水曜日 18:00～21:00	安曇小学校体育館	3人	小中学生15人		
		水曜日(中高一貫) 18:30～20:30	高島高校体育館	1人	中学生3人		
		火・木・土曜日 19:00～21:00	上中体育館	2人	中学生10人		
		Football Academy	火曜日 18:00～21:00	今津総合運動公園	4人		小学生35人
			水曜日 18:00～21:00		4人		小学生35人
	金曜日 18:00～21:00		4人		園児4人・小学生35人		
	土曜日(小学生チーム) 10:00～12:00		4人		小学生40人		
	日曜日(小学生チーム) 10:00～12:00		3人		小学生40人		
	Handball Academy		月曜日 18:00～20:00		今津勤労者体育センター		3人
		水曜日 18:00～20:00	安曇川総合体育館	4人	小学生30人		
		金曜日 18:00～20:30		3人	小中学生20人		
		水曜日 18:00～21:00		今津東小学校体育館	2人		小中学生15人
	Basketball Academy	金曜日 20:00～22:00	今津中学校体育館	2人	小中学生10人		
		Badminton Academy	水曜日 18:30～20:00	安曇川総合体育館	2人		小中学生12人
	金曜日 18:30～20:00		新旭体育館	2人	小中学生8人		
	卓球 Academy			月曜日 18:00～20:00	安曇川総合体育館		2人
	Golf Academy	土曜日 10:00～12:00	安曇川スポーツセンター	2人	小中学生5人		

②トータルスポーツ事業	たいいくの学校	土曜日	新旭北小学校体育館	1人	園児・小学生10人	7,000,000
		14:00～15:30				
	トランポリン教室	月曜日	安曇川総合体育館小体育室	2人	園児・小中学生30人	
		16:00～20:00				
		木曜日				
		16:00～20:00				
		土曜日				
		16:00～18:00				
	体操教室	日曜日(競技普及)	安曇川総合体育館	2人	園児・小中学生20人	
		14:00～16:00				
		月曜日				
		16:00～18:00				
	SUPスクール	火曜日	今津上体育館	3人	園児・小学生15人	
		16:00～18:00	安曇川総合体育館	3人	園児・小学生15人	
	バルクールスクール	水曜日(夏季)	マキノサニービーチ	2人	小学生5人	
		17:00～18:30	安曇川総合体育館	2人	小中学生5人	
月曜日						
アクロバットスクール	19:00～20:00	安曇川総合体育館	2人	小中学生10人		
	木曜日					
アルティメットスクール	18:00～19:00	安曇川総合体育館	2人	小学生15人		
	月曜日	梅の子運動公園	2人	小学生10人		
ノルディックウォーキングサークル	土曜日	開催日によって変更	2人	大人15人		
	11:00～12:30					
フィットネスサークル	月1回	梅の子運動公園体力測定室	2人	大人10人		
	9:30～15:30					
チャレンジスポーツ教室	水曜日	安曇川総合体育館小体育室	4人	小中学生8人		
	10:00～11:30					
その他・講師派遣等	月1回・第2木曜日	マキノ西・東こども園	1人	園児10人程度		
	17:00～18:00					
③スポーツイベント事業	JFA キッズプログラム 月1回程度	サッカー大会	今津総合運動公園	3人	小学生150人	
		サマーキャンプ	ピラデスト今津	2人	小学生25人	
		TSCパーティー	HORIZON 新社屋(HIP)	1人	園児～大人80人	
		スキー教室	箱館山スキー場	7人	小学生30人	
		スポーツ教室	今津総合運動公園	2人	小学生50人	
		秋キャンプ	TSC PARK	2人	小学生15人	
		バドミントン大会	安曇川総合体育館	3人	小学生～大人60人	
		カルチャーイベント事業	白浜荘、白髭ビーチ	10人	小学生～大人1,000人	
④フリースクール事業	フリースクール	週4回(火・水・木・金曜日) 9:00～15:00	TSC PARK	3人	小中学生20名	3,902,000
⑤キャンプ場運営事業	TSC PARK キャンプ場	金・土・日 予約に応じて	TSC PARK	1人	一般 10名程度	480,000
⑥施設指定管理事業	体育館指定管理	毎日 9:00～22:00	体育館	4人	一般1,000名	7,000,000
⑦学童保育所運営事業	学童保育所	週4回(火・水・木・金曜日) 15:00～18:00	TSC PARK	2人	小中学生5名	1,900,000
⑨前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業	カルチャー事業	月1回程度 10:00～12:00	TSC PARK 他	2人	各園児・小中学生10人程度	360,000

(2)総会・理事会

理事会は年4回、総会は年1回開催予定

法人名: NPO法人 TSC

活動補正予算書

2022年 4月 1日 ~ 2023年 3月 31日 まで

(単位:円)

科目	行款	予算現額	補正額	補正後予算額
I 経常収益	1			
1. 受取会費	2	10,550,000		10,550,000
受取入会金	3	980,000		980,000
正会員受取会費	4	264,000		264,000
MEMBERS受取会費	5	8,286,000		8,286,000
TSC LOVERS受取会費	6	1,020,000		1,020,000
2. 受取寄付金	7	250,000		250,000
受取寄付金	8	250,000		250,000
資産受贈益	9	0		0
3. 受取助成金等	10	2,559,000		2,559,000
受取民間助成金	11	2,519,000		2,519,000
スポーツ振興くじ助成金	12	1,944,000		1,944,000
キャリアアップ助成金	13	575,000		575,000
受取国庫補助金	14	0		0
受取補助金等	15	40,000		40,000
4. 事業収益	16	36,479,300	540,000	37,019,300
アスリート育成事業収益	17	12,796,800	0	12,796,800
トータルスポーツ事業収益	18	6,702,300	0	6,702,300
カルチャー事業収益	19	720,000	0	720,000
イベント事業収益	20	7,165,000	0	7,165,000
管理事業収益	21	1,650,000	0	1,650,000
受託事業収益	22	2,518,000	0	2,518,000
フリースクール事業収益	23	4,927,200	0	4,927,200
キャンプ場運営事業収益	24		120,000	120,000
学童保育所運営事業収益	25		420,000	420,000
5. その他収益	26	300,000		300,000
受取利息	27	0		0
雑収益	28	300,000		300,000
経常収益計	29	50,138,300	540,000	50,678,300
II 経常費用	30			0
1. 事業費	31			0
(1) 人件費	32			0
給料手当	33	14,040,000	0	14,040,000
役員報酬	34	384,000		384,000
スポーツ指導者謝金	35	6,479,000		6,479,000
外注費	36	2,262,084		2,262,084
法定福利費	37	1,825,200	0	1,825,200
人件費計	38	24,990,284	0	24,990,284
(2) その他経費	39			0
大会参加費	40	100,000		100,000
登録費	41	150,000		150,000
諸謝金	42	120,000		120,000
印刷製本費	43	200,000		200,000
外注工事費	44	100,000		100,000
旅費交通費	45	716,560		716,560
車両費	46	30,000		30,000
通信運搬費	47	5,000		5,000
消耗品費	48	520,000		520,000
水道光熱費	49	180,000		180,000
接待交際費	50	10,000		10,000
施設使用料	51	2,204,000		2,204,000
食糧費	52	240,000		240,000
研修費	53	60,000		60,000
支払手数料	54	5,000		5,000
雑費	55	4,451,000		4,451,000
その他経費計	56	9,091,560		9,091,560

事業費計	57	34,081,844	0	34,081,844
2. 管理費	58			0
(1) 人件費	59			0
給料手当	60	600,000	0	600,000
役員報酬	61	4,164,000	0	4,164,000
支払報酬	62	28,000		28,000
賞与	63	300,000		300,000
法定福利費	64	765,000	0	765,000
福利厚生費	65	0		0
人件費計	66	5,857,000	0	5,857,000
(2) その他経費	67			0
印刷製本費	68	15,000		15,000
会議費	69	12,000		12,000
諸謝金	70	120,000		120,000
旅費交通費	71	180,000		180,000
車両費	72	1,560,000		1,560,000
通信運搬費	73	420,000	0	420,000
消耗品費	74	200,000		200,000
水道光熱費	75	98,000	0	98,000
地代家賃	76	948,000	0	948,000
食糧費	77	12,000		12,000
施設使用料	78	5,000		5,000
広告宣伝費	79	360,000		360,000
交際費	80	36,000		36,000
減価償却費	81	851,000		851,000
保険料	82	250,000		250,000
研修費	83	36,000		36,000
諸会費	84	120,000		120,000
慶弔費	85	10,000		10,000
賃借料	86	10,000	0	10,000
リース料	87	804,000		804,000
租税公課	88	1,150,000		1,150,000
支払手数料	89	180,000	0	180,000
管理諸費	90	600,000	0	600,000
支払利息	91	209,000		209,000
その他経費計	92	8,186,000	0	8,186,000
管理費計	93	14,043,000	0	14,043,000
経常費用計	94	48,124,844	0	48,124,844
当期経常増減額	95	2,013,456	540,000	2,553,456
過年度損益修正損	96	0		0
当期正味財産増減額	97	2,013,456	540,000	2,553,456
前期繰越正味財産額	98	2,924,445	7,638,631	10,563,076
次期繰越正味財産額	99	4,937,901	8,178,631	13,116,532

法人名: NPO法人TSC

活動予算書

2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
受取入会金	1,050,000	
正会員受取会費	288,000	
MEMBERS受取会費	10,000,000	
TSC LOVERS受取会費	1,000,000	12,338,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	250,000	
資産受贈益	0	250,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
スポーツ振興くじ助成金	0	
キャリアアップ助成金	575,000	
受取国庫補助金	0	
受取補助金等	40,000	615,000
4. 事業収益		
アスリート育成事業収益	14,000,000	
トータルスポーツ事業収益	8,000,000	
スポーツイベント事業収益	1,500,000	
フリースクール事業収益	4,800,000	
管理事業収益	10,000	
受託事業収益	500,000	
カルチャーイベント事業収益	3,000,000	
受取入学金	154,000	
PARTNER協賛金	1,210,000	
キャンプ場事業収益	960,000	
学童保育所運営事業収益	2,400,000	
施設指定管理に関する受託事業収益	9,000,000	45,534,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	300,000	300,000
経常収益計		59,037,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	16,000,000	
役員報酬	432,000	
スポーツ指導者謝金	6,500,000	
外注費	3,000,000	
法定福利費	2,000,000	
人件費計	27,932,000	
(2) その他経費		
大会参加費	100,000	
登録費	150,000	
諸謝金	120,000	
印刷製本費	200,000	
外注工事費	100,000	
旅費交通費	780,000	
車両費	30,000	
通信運搬費	60,000	
消耗品費	600,000	
水道光熱費	2,700,000	
接待交際費	10,000	
施設使用料	2,300,000	
食糧費	240,000	
研修費	60,000	
支払手数料	10,000	
委託料	1,650,000	
雑費	300,000	
その他経費計	9,410,000	
事業費計		37,342,000

2. 管理費			
(1)人件費			
給料手当	600,000		
役員報酬	5,928,000		
支払報酬	28,000		
賞与	300,000		
法定福利費	1,200,000		
福利厚生費	0		
人件費計	8,056,000		
(2)その他経費			
印刷製本費	15,000		
会議費	12,000		
諸謝金	120,000		
旅費交通費	180,000		
車両費	1,560,000		
通信運搬費	420,000		
消耗品費	200,000		
水道光熱費	98,000		
地代家賃	948,000		
食糧費	12,000		
施設使用料	5,000		
広告宣伝費	360,000		
交際費	36,000		
減価償却費	851,000		
保険料	250,000		
研修費	100,000		
諸会費	120,000		
慶弔費	10,000		
貸借料	10,000		
リース料	1,400,000		
租税公課	1,200,000		
支払手数料	180,000		
管理諸費	600,000		
支払利息	209,000		
その他経費計	8,896,000		
管理費計		16,952,000	
経常費用計			54,294,000
当期経常増減額			4,743,000
過年度損益修正損			0
当期正味財産増減額			4,743,000
前期繰越正味財産額			13,116,532
次期繰越正味財産額			17,859,532